

2012年1月

『 月 ド ル 君 』
予定利率市場連動型積立個人年金保険（ドル建）
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社
（旧AIGエジソン生命保険株式会社）

本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時の契約締結前交付書面であり、ご契約者向けに掲載しているものです。

〔注〕現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-653-666

受付時間 平日9:00~18:00
(土日・祝・12/31~1/3を除く)
携帯・PHSからもご利用いただけます。
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2（準用金融商品取引法第37条の3）に基づく契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。



予定利率市場連動型積立個人年金保険（USドル建）

ご契約前に必ずお読みください

～担当者から以下の内容について口頭でお伝えします～

- ・「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ・特に、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分をお読みいただくことが重要となります。
- ・また、現在ご契約の保険契約を解約または減額して、あらたなご契約を申込みされる場合は、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

契約概要

「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由および制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

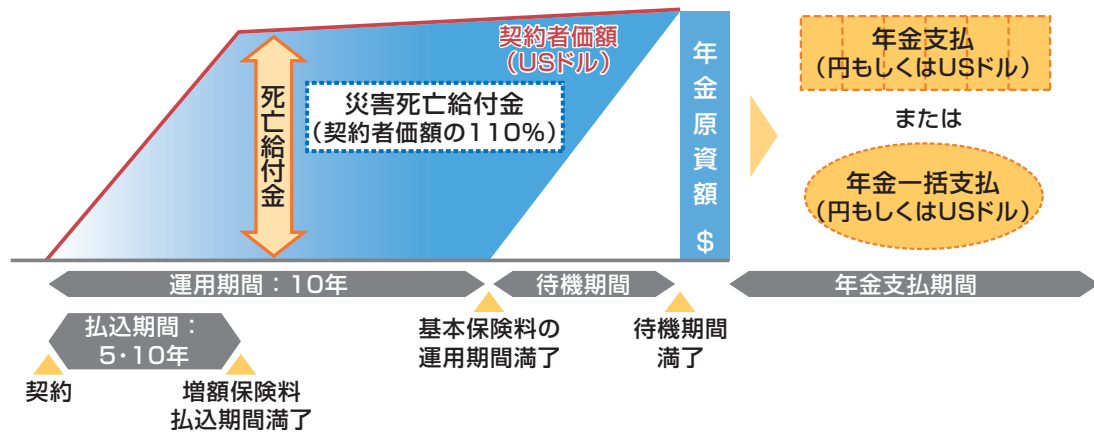
1

商品のしくみ

<特徴>

- (1) この商品は、毎月一定の保険料（円）をUSドル建で積立てる個人年金保険です。
- (2) 払込まれた保険料は、その全額がUSドル建で運用され、運用期間はそれぞれの保険料ごとに運用開始日から10年間となります。
- (3) 年金支払開始日は、払込期間5年の場合は契約日から15年後、払込期間10年の場合は契約日から20年後となります。
- (4) 保険料や年金原資等がUSドル建となっているため、年金原資等の円換算額は為替相場の影響を受ける商品です。これにより、諸支払金額は保険料円払込総額を下回る場合があります。
- (5) 解約払戻金について、所定の解約控除をいただくしくみの商品です。これにより、解約払戻金額は保険料払込総額を下回る場合があります。

<しくみ図>



※1 据置期間中に適用される予定利率

運用期間中の基本保険料・増額保険料それぞれに適用される予定利率は、それぞれの保険料の運用開始日が属する月において、市場金利情勢等に応じて毎月設定されます。各保険料の運用開始日に設定された予定利率は、ご契約時から運用期間を通して一定です。

- ・保険料が20,000円以上の場合、予定利率の優遇措置があります。
- ・運用期間が満了した単位契約者価額は年金支払開始日の前日まで待機期間として別途会社が定める予定利率で運用されます。この予定利率は毎年四半期（1月、4月、7月、10月それぞれの1日）ごとに更改されます。
- ・繰下げ時の予定利率は、別途設定されます。
- ・年金支払開始日以後の予定利率は、年金支払開始日に、そのときの市場金利情勢等に応じて設定されます。

※2 契約者価額

基本保険料と増額保険料のそれぞれ全額に各予定利率を用いて複利計算した金額の合計額となります。

2

年金の種類と年金額について

確定年金

選択された年金支払期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。
(年金支払期間：5年、10年、15年、20年)

- (1) 年金種類の変更
 - ・年金支払開始日に確定年金期間の変更および10年保証期間付終身年金に変更することができます。
- (2) 年金額について
 - ・年金額は、年金支払開始時に設定される予定利率により決定されます。したがって、パンフレット等に掲載されている年金額は、将来のお支払額をお約束するものではありません。
 - ・所定の年金額を満たさない場合および契約時・年金支払開始日の契約年齢（被保険者）によっては、選択できない年金支払期間があります。

3

被保険者がお亡くなりになった場合

年金支払開始前に被保険者が不慮の事故を原因としてその事故から180日以内にお亡くなりになった場合、または所定の感染症によりお亡くなりになった場合は、契約者価額（USドル）の110%の金額を災害死亡給付金としてお支払いします。それ以外の原因で年金支払開始日前にお亡くなりになった場合、契約者価額（USドル）を死亡給付金としてお支払いします。

※受取人が故意に被保険者を死亡させたとき等、免責事由に該当した場合には死亡給付金をお支払いできないことがあります。保障内容の詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4

保険料・払込方法等について

保険料払込方法

契約時の一時払保険料（基本保険料）：
AIGエジソン生命の指定する口座へのお振込みとなります。
毎月お支払いいただく保険料（増額保険料）：
ご指定いただいた口座からの振替となります。
※基本保険料と増額保険料は同額です。

払込期間

5年、10年の2種類です。
ご選択いただいた期間、毎月保険料をお支払いいただきます。

保険料の範囲

10,000円以上180,000円以下（1,000円単位）となります。
ただし、
①最低保険料は、最低年金額を満たすものとします。
②1契約および通算の最高保険料は、契約年齢により異なりますので180,000円を下回る場合があります。

契約年齢
(被保険者の取扱範囲)

保険年齢で20歳以上69歳以下です。 ※年金の種類によって異なります。

運用期間

保険料の運用期間は10年です。
年金支払開始日を最長1年間繰下げ可能です。

5

配当金について

この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

6

付加できる主な特約とその内容

保険料円入金特約 (予定利率市場連動型積立個人年金保険用)	基本保険料および増額保険料をUSドルにかえて円により払込むことができます。
円支払特約 (予定利率市場連動型積立個人年金保険用)	年金・給付金等をUSドルにかえて円により受取ることができます。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

7

解約払戻金について

《全部解約の場合》

- 年金支払開始までに契約を解約した場合、解約払戻金をお支払いします。
- 解約払戻金は、契約基準日（契約日の翌月1日）を起算日とした経過年数に応じて、契約者価額から所定の割合（解約控除率）を控除した金額となります。
- 解約された場合、契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

■解約払戻金の計算式

$$\text{解約払戻金} = \text{運用期間中の単位契約者価額の総額} \times (1 - \text{解約控除率}) + (\text{待機期間中の単位契約者価額の総額})$$

■解約控除率

〈増額保険料払込期間5年の場合〉

経過年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
控除率	46.2%	22.7%	14.5%	10.4%	7.8%	5.8%	5.2%	4.8%	4.2%	3.2%
経過年数	10年	11年	12年	13年以降						
控除率	2.8%	2.3%	1.5%	—						

〈増額保険料払込期間10年の場合〉

経過年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
控除率	61.5%	28.8%	17.6%	12.0%	8.4%	6.0%	5.7%	5.5%	5.2%	4.7%
経過年数	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年以降	
控除率	4.4%	4.1%	3.9%	3.5%	3.2%	2.8%	2.3%	1.5%	—	

※運用開始日が契約基準日以前の場合、契約基準日までの期間の控除率は「経過0年」の控除率が適用されます。

※経過年数は契約基準日を起算として計算し、年末満の端数は切り捨てます。

（例：増額保険料払込期間5年の場合、経過2年3ヶ月の控除率は経過2年の控除率（14.5%）が適用されます。）

《一部解約の場合》

- 待機期間中の単位契約者価額については、一部解約により解約払戻金をお支払いします。
ただし、一部解約の取扱いにあたっては、以下の条件があります。
 - ①運用期間中の単位契約者価額ではないこと
 - ②運用開始日の古い契約者価額から順に一部解約を行なうこと
 - ③一回の解約払戻金額が800ドル以上かつ一部解約後の契約者価額が1,500ドル以上となること
- 一部解約の場合は、契約は継続しますが、以後の保障および年金原資額は減少します。

8

為替変動リスクについて

この保険におけるUSドルと円との換算に用いる為替レートは時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は、保険料円払込総額を下回る場合および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があります。損失が生じるおそれがあります。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

9

適用為替レートについて

この保険におけるUSドルと円との換算に用いる為替レートは、次のとおりとなります。なお、TTMおよびTTBはAIGエジソン生命が指定する金融機関の公示値を用い、TTBはTTMから所定の為替手数料を差引いたものです。

対象	適用為替レート	適用日
保険料	最初TTM	基本保険料：AIGエジソン生命の指定口座に着金した日 増額保険料：口座振替日の翌月10日
死亡給付金	最終TTM	死亡給付金請求書類受付日
年金	最終TTM	年金支払開始日
年金支払開始日の 年金原資の一括支払金	最終TTM	年金支払開始日
解約払戻金	最終TTB	専用フリーコールへの申出の場合 解約申出日※

※上記以外の場合は、解約請求書類の受付日

(注) TTBはTTM-1円です。(2010年2月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)

10

各種費用

契約の締結・維持や死亡保障等に必要費用	予定利率は、保険契約の締結・維持や死亡保障等に必要費用を控除して設定されます。
年金を管理するための費用	年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。(2010年2月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)
解約控除	中途解約の場合、所定の解約控除をいただく場合があります。解約控除率は、払込期間・経過年数によって異なります。※解約控除率は3ページ「解約払戻金について」をご参照ください。
解約時等の為替手数料	円で解約払戻金等を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。TTMとTTBの差額は1円です。(2010年2月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)
USドルで受取る際の送金手数料	USドルで年金・死亡給付金・解約払戻金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等についての詳細ならびにご契約内容に関する事項については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この商品における諸費用について

(1) 契約の締結・維持や死亡保障等に必要な費用

予定利率は、保険契約の締結・維持や死亡保障等に必要な費用を控除して設定されます。

(2) 年金を管理するための費用

年金受取時に、年金を管理する費用として年金額の1%が控除されます。
(2010年2月1日現在。費用の割合は将来変更されることがあります。)

(3) 解約控除

中途解約の場合、所定の解約控除をいただく場合があります。解約控除率は、払込期間・経過年数によって異なります。

※解約控除率は7ページ⑥「解約払戻金について」をご参照ください。

(4) 解約時等の為替手数料

円で解約払戻金等を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。TTMとTTBの差額は1円です。

(2010年2月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。)

(5) USドルで受取る際の送金手数料

USドルで年金・死亡給付金・解約払戻金等を受取る場合、送金手数料は受取人の負担となります。

この商品における市場リスクについて

為替変動リスク

この保険におけるUSドルと円との換算に用いる為替レートは時々の為替相場により異なるため、諸支払金額は、保険料円払込総額を下回る場合および保険契約時における為替相場により円換算した諸支払金の予定額を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。この為替変動リスクは契約者・受取人に帰属します。

1

クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

- (1) 「お申込日」または「クーリング・オフ制度を記載した書面（ご契約のしおり・約款）の交付日」のいずれか遅い日を含めて8日以内であれば書面によりご契約のお申込みの撤回または解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。
- (2) ただし、債務の履行を担保するためのご契約の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。
- (3) クーリング・オフ制度の適用期間中についても、保険契約の解約のお取扱いが可能です。
- ※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2

職業についてありのままを告知してください【告知義務】

- (1) 告知は、ご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、被保険者には職業等について正しい告知をしていただく義務があります。（告知義務）
- (2) 告知していただいた内容が事実と異なっていたり、重要な事柄の告知がされなかった場合は、告知義務違反となり、ご契約は解除または取消となり、年金・給付金・一時金等をお支払いできないことがあります。また解除の場合の払戻金額は、解約払戻金額となります。
- (3) 告知は、所定の生命保険契約申込書にご記入ください。AIGエジソン生命の生命保険募集人に口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりません。

3

保障を開始する時期について

- (1) お申込みいただいたご契約をAIGエジソン生命が承諾した場合には、基本保険料をAIGエジソン生命が受取り、告知が完了したときから、保険契約上の責任を負います。（責任開始）
- (2) 生命保険募集人は、お客さまとAIGエジソン生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はAIGエジソン生命が承諾したときに有効に成立します。

4

年金・給付金・一時金等をお支払いできない場合について

次の場合には、年金・給付金・一時金等をお支払いできないことがあります。

- ①告知していただいた内容が事実と異なり、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- ②年金・給付金・一時金等を詐取する目的で保険事故を起こした場合等重大事由によりご契約が解除となった場合
- ③詐欺によりご契約が取消となった場合や、年金・給付金・一時金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合
- ④給付金等の免責事由に該当した場合（例：受取人が故意に被保険者を死亡させたとき等）

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5

保険料の払込猶予期間、契約の失効等に関する事項

払込期日と猶予期間	払込保険料は毎月の払込期日に指定口座からの振替となります。払込みいただけなかった保険料の払込期日満了日の翌月から3ヵ月以内に払込みいただけます。なお、その際すでに払込期日が到来している増額保険料がある場合にはこれらをまとめて払込みいただけます。
猶予期間経過による失効	最初の未払込保険料払込期月満了日の翌日から3ヵ月が経過しても上記の保険料が払込まれない場合、契約は失効します。
復活	この保険には、契約の復活のお取扱いがありません。いったん失効されると、解約の手続きをお取りいただくこととなります。

6

解約払戻金について

《全部解約の場合》

- (1) 解約払戻金は、契約基準日（契約日の翌月1日）を起算日とした経過年数に応じて、契約者価額から所定の割合（解約控除率）を控除した金額となります。このため、解約払戻金は保険料払込総額を下回る場合があります。損失が生じるおそれがあります。
- (2) 解約された場合、契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- (3) 円で解約払戻金を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。TTMとTTBの差額は1円です。（2010年2月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。）

■解約払戻金の計算式

$$\text{解約払戻金} = \text{運用期間中の単位契約者価額の総額} \times (1 - \text{解約控除率}) + (\text{待機期間中の単位契約者価額の総額})$$

■解約控除率

〈増額保険料払込期間5年の場合〉

経過年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
控除率	46.2%	22.7%	14.5%	10.4%	7.8%	5.8%	5.2%	4.8%	4.2%	3.2%
経過年数	10年	11年	12年	13年以降						
控除率	2.8%	2.3%	1.5%	—						

〈増額保険料払込期間10年の場合〉

経過年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
控除率	61.5%	28.8%	17.6%	12.0%	8.4%	6.0%	5.7%	5.5%	5.2%	4.7%
経過年数	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年以降	
控除率	4.4%	4.1%	3.9%	3.5%	3.2%	2.8%	2.3%	1.5%	—	

※運用開始日が契約基準日以前の場合、契約基準日までの期間の控除率は「経過0年」の控除率が適用されます。

※経過年数は契約基準日を起算として計算し、年末満の端数は切り捨てます。

（例：増額保険料払込期間5年の場合、経過2年3ヶ月の控除率は経過2年の控除率（14.5%）が適用されます。）

《一部解約の場合》

- (1) 待機期間中の単位契約者価額については、一部解約により解約払戻金をお支払いします。ただし、一部解約の取扱いにあたっては、以下の条件があります。
 - ① 運用期間中の単位契約者価額ではないこと
 - ② 運用開始日の古い契約者価額から順に一部解約を行なうこと
 - ③ 一回の解約払戻金額が800ドル以上かつ一部解約後の契約者価額が1,500ドル以上となること
- (2) 一部解約の場合、契約は継続しますが、以後の保障および年金原資額は減少します。
- (3) 円で解約払戻金を受取る場合、為替レートはTTBが適用され、TTMとの差額は受取人の負担となります。TTMとTTBの差額は1円です。（2010年2月1日現在。この差額は将来変更されることがあります。）

7

AIGエジソン生命は生命保険契約者保護機構に加入しています

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳しくは、「ご契約のしおり」（「生命保険契約者保護機構」について）をご覧くださいとともに、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820 【月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>

8

税金のお取扱いについて

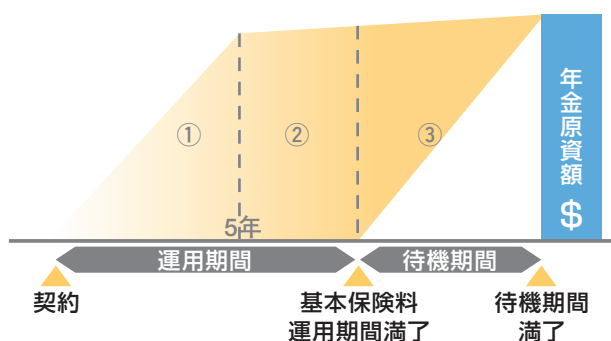
- (1) この保険の税法上の取扱いは、日本国内で販売される一般の生命保険と同じとなります。
- (2) 保険料入金時・諸支払金の受取時の通貨（円／USドル）に関わらず、税務取扱いについては、それぞれの基準日において円換算した金額が適用されます。

【契約時】

お払込みいただいた基本保険料および増額保険料は、その年度の生命保険料控除の対象となります。
 ※個人年金保険料控除の対象にはなりません。

【据置期間中】

■解約時または年金原資の一括受取時の差益に対する課税



	経過年数	税金の種類
①	基本保険料の責任開始日から5年以内	20%源泉分離課税
②	責任開始日から5年超、かつ最後の増額保険料の責任開始日から5年以内	基本保険料およびそれぞれの増額保険料の責任開始日から5年超の払込分：所得税（一時所得）＋住民税 5年以内の払込分：20%源泉分離課税
③	最後の増額保険料の責任開始日から5年超かつ年金支払開始日の前日まで	所得税（一時所得）＋住民税

■死亡給付金受取時の課税

契約者	被保険者	受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者・子	相続税（非課税枠の適用あり）
本人	配偶者・子	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者	子	贈与税

【年金支払期間中】

■年金受取時または年金支払開始後の一括受取時の課税

契約形態	課税時	税金の種類
契約者と年金受取人が同じ場合	毎年の年金受取時	所得税（雑所得）＋住民税
	年金の一括受取時	所得税（一時所得）＋住民税
契約者と年金受取人が異なる場合	年金の支払開始時	贈与税
	毎年の年金受取時	所得税（雑所得）＋住民税

詳しくは、「ご契約のしおり」（税金について）をご覧ください。
 また上記の税務にかかわる説明は2010年2月1日現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

その他で注意いただきたい事項

1.個人年金保険は生命保険商品です。

- (1) 予定利率市場連動型積立個人年金保険（USドル建）（販売名称：「月ドル君」）は、AIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
- (2) 生命保険商品は預金と異なり、預金保険制度の対象とはなりません。

2.ご契約の申込書・告知欄は、契約者・被保険者ご自身でご記入ください。

記入内容を十分ご確認のうえ、署名・押印をお願いします。

3.暗証番号の登録について

- (1) 暗証番号を登録いただくことにより、電話での各種手続きが可能となります。暗証番号が未登録の場合または暗証番号をお忘れになられた場合には、フリーコールでの解約のお申出が受けできません。なお、暗証番号の再設定には日数を要しますので、暗証番号をお忘れにならないようご注意ください。
- (2) 円での解約払戻金のお受取りを電話によりお申出された場合、解約のお申出受付日の為替レートが適用されます。電話によるお申出以外の方法により解約をされる場合、解約書類を会社で受け付けた日の為替レートが適用されます。

4.現在ご契約の保険契約の解約を前提に、新たな保険契約のお申込みのご検討をされる場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提とした、新たな保険契約のお申込みは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。

- ①解約払戻金が払込まれた保険料より少ない金額となる場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約について、被保険者の現在の職業等によりお断りする場合があります。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5.年金・給付金等のお支払いに関する手続きについて

- (1) お客さまからのご請求に応じて、年金・給付金等のお支払いを行なう必要がありますので、年金・給付金等の支払事由が生じた場合、すみやかにカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- (2) AIGエジソン生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的について

AIGエジソン生命は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③AIGエジソン生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

2. ご同意いただきたいこと

(1) 機微（センシティブ）情報の取得・利用

生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の機微情報を取得・利用します。これらの機微情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人等および生命保険募集人（AIGエジソン生命の代理店を含みます）に提供することがあります。

※機微情報の利用の限定について

保健医療等に関する情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号にもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

(2) 再保険会社への情報提供

AIG エジソン生命は、AIG エジソン生命と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の再保険を含む）を行なうことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報をAIG エジソン生命が再保険会社に提供することがあります。

3. 個人情報の提供〔外部への提供〕

AIGエジソン生命は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①予めご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（AIGエジソン生命の代理店を含みます）へ委託する場合
- ③ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- ④再保険の手続きをする場合
- ⑤ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥その他法令に根拠がある場合

※詳細は「ご契約のしおり・約款」および「生命保険契約申込書」をご確認ください。

苦情・相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、
AIGエジソン生命のカスタマーサービスセンターへお申出ください。

0120-653-666

(フリーコール／通話料無料)

受付時間 9：00～18：00

(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

この商品に関わる認定投資者保護団体※は社団法人生命保険協会です

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp>)

生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法により定められた金融商品の消費者の苦情解決や解決策のあっせんを行なう民間団体です。

募集代理店では複数の保険会社の商品を取扱っている場合があります。詳しくは募集代理店にお問合せください。

ご検討・お申込みに際しましては、商品パンフレットの他、必ず「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お問合せ(担当者) ※AIGエジソン生命の生命保険募集人(担当者)は、お客さまとAIGエジソン生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、
保険契約締結の代理権はありません。

【募集代理店】

【引受保険会社】

AIGエジソン生命保険株式会社

〒130-8625 東京都墨田区太平4-1-3

オリナスタワー

TEL：0120-653-666

ホームページ：<http://www.AIGedison.co.jp>

登E-A10-107
2010.03.01

No.4502